

寄稿

経済活性化のための税制改革



関 哲 夫 (せき てつお)

新日本製鐵株式会社
代表取締役副社長

1. はじめに

日本の構造改革の一環として税制改革が叫ばれて久しい。経済財政諮問会議、政府税制調査会、自民党税制調査会等において、議論が百出している様子は、新聞紙上を毎日のようににぎわしている。しかし、お互いが己の立場を主張するばかりで、必ずしも改革を断行するような一つの強力な「力」になっていないと感じるのは私一人だろうか。

その原因の一つは税制の複雑性である。昭和25年のシャウプ勧告以来、日本の税制はさまざまな修正を加えられてきた結果、非常に複雑なものとなっている。「シャウプ勧告以来の大改革」がうたわれ、税制の簡素化がうたわれる所以である。問題は、その複雑性に目を奪われ、税制改革が単なる技術論に陥りがちなことであろう。例えば、証券税制は多くの国民が理解できないほど、複雑になってしまった。また一部で、「実効税率を下げるために、事業税を外形標準化する」という主張がなされたが、これは、企業の税負担という本質を見ない、単なる形式だけの議論である。

もう一つのより本質的な原因は、税制改革の目標を明確にしていないことである。例えば、経済財政諮問会議は、税制を経済政策の手段の一つとして活用し、経済の「活性化」を図る必要性を主張している。一方、政府税制調査会は、政策的なひずみを排除し、税の空洞化を避けることが「中立性」を実現し、経済を活性化させると主張している。この二つの主張が対立したままでは、いわばアクセルとブレーキを同時に踏む政策になりかねない。両者をアウフヘーベン（止揚）するような抜本的な改革が必要である。

ここで「抜本的」とは、短期の景気対策にとらわれない構造的なアプローチを意味する。日本経済が長期停滞から脱却して成長軌道に乗るためには、経済のよ

って立つ構造を変える必要がある。短期的な経済循環は常に存在する。例えば、現在の日本は、輸出や在庫調整の進展により（株価を除けば）やや上向きの感がある。しかし、その変動に惑わされることなく、構造改革は進めていかなければならない。言い古された表現だが、ケインズ的な短期の財政・金融政策から脱却し、シュンペーター的な長期の経済発展を生み出すようなパラダイム転換が求められているのである。

目の前のデフレ対策としての対症療法だけでは、次の成長軌道に乗ることはできない。むしろ政策的には、パラダイム転換を促進する税制・規制改革が中心になると考えるべきではないか。もちろん新しい成長軌道に乗るためには、時間もかかるし、多大な痛みがあることは間違いない。しかし、その難局を乗り越えることが、将来の世代に向けた現役世代の義務として今、提示されているのである。これからは歳出削減による小さな政府を前提として、税制・規制改革によって、経済の自律作用を活性化させることが必要である。

2. 技術創造立国に向けて

抜本的な税制改革を実現するためには、どうしても国民合意の形成が不可欠である。残念ながら、個別具体的な税制改革の次元では必ず利害得失が発生するため、国民合意を形成することは不可能と言わざるをえない。しかし、どういう国をめざすのか、日本の生きる道をどこに求めるのかといった、いわば抜本的な税制改革の先にある「国のかたち」ともいべき理念のレベルでは、合意形成は可能であると考えられる。

それでは多くの国民が合意できる理念とは何か。それは、物的資源に乏しい日本が、グローバル化の中で経済活力を取り戻し、それを維持発展させる姿ではないだろうか。より具体的には、経済活力の源泉を技術・ナレッジに求めることで、従来の貿易加工立国

から抜け出し、技術創造立国としてよみがえり、新たな価値を創造する国家となることである。

経済活力とは何か。それは、個人や企業が新しい価値を創造することにチャレンジすることであり、そのために、新しい成長軌道に乗るための創造的破壊を実践することであり、新技術、新製品、そして新プロセスを生み出すことである。そのように考えてくると、経済政策は、新しい価値を生み出す源泉であるチャレンジ精神や企業家精神を育む仕組みの整備である。こうした枠組みの整備は、もちろん税制だけにとどまらず、産官学連携のもと、人材育成や知的財産保護も含めた包括的な政策パッケージとして構築することが重要であることは言うまでもない。

世界の工場は、いまや中国、東南アジア諸国であり、普及品の大量生産という、彼らと同じ土俵で競争することは、日本が彼らと同じ生活水準に戻ることを意味し現実的ではない。さらに、世界に類例を見ないほど急速に進展する高齢化社会における社会保障の財源も生み出さなければならない。日本は何としても、新しい土俵にのぼる必要があること、そのためには個人や企業の創造的な活動が不可欠であり、それを国民全体で支える必要があることには誰も異存はあるまい。

3. 税制改革について ～企業税制を中心に

企業に身を置く者の一人として実感を申し上げたい。冒頭に述べたように、日本の税制は、シャウプ勧告以来長い期間にわたって修正を加えられてきたが、その修正の過程で「取りやすいところから取る」という傾向があったことは否めない。結果として、税収に占める企業負担の比率は、日本が約3割、米国が約2割、欧州諸国が1割前後であり、日本企業の負担の重さは際だっている。率直に言えば、選挙権のない企業にしわ寄せがきてい

と言えるのではないか。

高度成長期には、潤沢な剰余を、国・地方自治体、従業員、企業内部留保や設備投資、研究開発に振り向けることができた。成長が鈍化しても、税を負担し、高い労働分配率を維持してきた分、企業内部の蓄積がおろそかになってきた面も否定できない。しかし、今やそのあり方を見直す段階にきている。つまり、企業を「価値を創造する場」として、積極的に捉え直す必要があるということである。そう考えれば、過度の負担を課すことが、金の卵を生む雌鳥を殺してしまうことであることが理解されるであろう。

ややもすれば、企業課税に安易に依存しがちな税制から、すべての人々が参画し、広く薄く負担することで社会を支えていく税制へと変革する必要がある。例えば、高齢化が進み社会保障費が増大する中で、プライマリー・バランスを実現するために、国民の納得を得て、国民全体が広く負担する消費税に税収を求めることが中長期的な方針となる。

もちろん、緊急経済対策としては、改革の方針に沿った、即時実行可能な施策を先行して行うことを否定するわけではない。しかしその場合には、即効性と簡素性を旨とすべきである。

そうしたインフラ整備ができれば、後は企業、そしてわれわれ経営者の問題である。自らがチャレンジしていくことで、より大きな果実を、企業に、そして日本経済にもたらすものと確信している。

以下、具体的な税制改革の内容について述べてたい。

(1) 基幹制度としての研究開発税制の整備・拡充

研究開発に係る税制は、まさに、「日本のあるべき姿」としての技術創造立国を実現するための前提である。人的・知的資源に頼らざるをえない日本が成長していくためには、

欧米を凌駕するだけの知的財産を生み出していかなければならない。ここで重要なことは、スピードと継続性である。他に先駆けて開発された技術こそがより大きな富をもたらす。さらに、技術は完成した瞬間から陳腐化が始まり、継続的に新しい技術を生みだしていかなければ成長を維持できない。計画的な資源の重点投入により、開発のスピードと継続性を担保する仕組みが必要であり、それがあって初めて企業の継続的な価値の創造が可能となる。世界に先駆けることをめざす企業を支える税制は、国家戦略として、世界に類例を見ない大胆かつ大規模な制度とする必要がある。

また、開発には一定の時間を要することを考えると、何としても早期に制度を創設する必要がある。さらに、中長期的な投資を促進するためには、制度として中長期に安定的なものであることをアピールする必要があり、法人税法の本法本則として整備する必要がある。

ここで、実効税率の引き下げについての考えを簡単に述べておきたい。

実効税率のイコール・フットイング化は、国際市場における競争に参画している企業にとって不可欠である。したがって、アジアのエマージング諸国が税率の引き下げを断行する中、日本の実効税率の引き下げを要請する声も理解できる。ただし、技術・ナレッジ立国としての日本の競争相手は、必ずしも低コストを競争力要因とするエマージング諸国でないことも事実である。実効税率の引き下げについては、実際の競争相手となる欧米諸国の引き下げの動向を見極め、そのレベルを実現することが現実的な解ではないかと考える。

さらに、日本の実効税率が高いのは、「地方税負担が全産業における大きな引き上げ要因となっていることに加え、エレクトロニクス産業における試験研究費税額控除額の違い」（内閣府）と分析されている。したがって、実効税率のさらなる引き下げの必要性は、実

質的に地方税の法人負担の問題に帰着する。

注)各国とも研究開発の重要性は認識されており、研究開発促進に係る税制整備は各国の競争状態にあるといえる。例えばシンガポールでは、研究開発費用を全額損金として認めたくうえで、さらに税引前利益から研究開発費用を控除するという、いわば二重控除制度があり、来年度実施をめどにさらにその拡充が検討されている。

(2) 地方課税のあり方

地方課税問題は、三つの点が重要である。

第1に、地方自身の問題である。まず地方自治体自身が、行財政改革により、徹底した歳出構造の効率化を推進すべきである。そのためには、地方自治体の統廃合により、自立可能な行政基盤、財政基盤を持つ効率的な組織単位規模とすることも必要であろう。同時に、自立可能な財政基盤は、地方自らが起業支援や企業誘致等の努力を行い、地方を「価値を生み出す場」とすることで初めて実現することも忘れてはならない。

そのうえで、地方の公的サービスを地方自らの財源により行う仕組みが、行政の効率性を維持する。ここで、地方の公的サービスの主たる受益者は住民であることから、その財源は、住民が主たる負担者である地方住民税と固定資産税とすべきである。つまり、そうした受益と負担の緊張関係があることによって住民の意識改革が進み、公的サービスの効率性とその税徴収の適正性が担保されるはずである。

第2に、国と地方の関係である。地方自治体が非効率であることが原因で財政事情が赤字になっても、国が補填する仕組みになっている。本来、地方財政の規模と質は、地域住民が受益と負担の組み合わせを選択することで、自律的に決定されるべきであり、国からの財政移転に依存しては、地方の自立は実現不可能である。

第3の問題は、企業と個人の関係である。もちろん、企業も、地域社会の一員として応

分の負担を行うことはやぶさかではない。しかし、企業負担が議論される時、たとえ赤字企業であっても、固定資産税、都市計画税、事業所税、法人住民税均等割等を負担していることは見過ごされがちである。さらに、極めて多くの自治体が、個人に対する超過課税を行わず、法人に対してのみ超過課税を行っている事実を忘れてはならない。私は、選挙権のない企業に一方的に負担を強いるのではなく、住民自身が、受益と負担の緊張関係の中で、自律的・主体的に意思決定していく営為を通じて初めて、ありうべき地方行政が実現されていくものと確信している。

(3) いわゆる外形標準課税問題

外形標準課税は、東京都の銀行税で一躍脚光を浴びたが、それ以前から長きにわたって議論されている。しかし地方税制全体を総合的に見直すことなしに、法人事業税のみを取り出して、「現在の課税体系では景気に左右されるので、安定させなければならない」とする主張は、固定資産税をはじめ、多額の固定的な税を負担している企業には受け入れ難い。さらに赤字法人に対する課税は、景気への影響が大きすぎる。

一昨年来、総務省(旧自治省)から提示されている具体案において、付加価値割は実質的な賃金課税と同様であり、雇用の維持を図る企業努力に大きな悪影響を与えるものである。簡素化の観点からも、いたずらに税体系を複雑化し、簡素化に逆行するものと言わざるを得ない。さらに資本割は、そもそも課税ベースの指標として適切でない。しかもこれに課税することは、自己資本の充実、分社化等の企業組織の再編等による資本政策を阻害する恐れが高い。

そのうえ総務省案は、税込中立としながら、実態は黒字法人を含め大多数の企業が増税となるものであり、現下の経済情勢をかんがみれば、その導入は不適當と言わざるを得ない。

